

厚生・産業常任委員会資料
平成26年（2014年）12月19日
健康医療福祉部健康医療課

「滋賀県児童福祉法第62条の6の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例案」に対する意見・情報の募集結果について

1. 県民政策コメントの実施結果

平成26年(2014年)10月15日(水)～11月14日(金)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき滋賀県児童福祉法第62条の6の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例案要綱についての意見・情報の募集を行いましたが、提出された意見・情報はありませんでした。



滋賀県児童福祉法第62条の6の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

1 改正の理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、小児慢性特定疾病児童等が指定小児慢性特定疾病医療支援を適切に受けられるよう、法に基づく命令等に違反した場合の罰則について定めることとするため、滋賀県児童福祉法第62条の6の規定に基づく過料に関する条例（平成18年滋賀県条例第6号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 児童福祉法第19条の6第2項の規定による医療受給者証の返還に応じない者および正当な理由がないのに同法第57条の3第2項の規定による報告の命令等に違反した者は、10万円以下の過料に処することとします。
- (2) この条例は、平成27年10月1日から施行することとします。

滋賀県児童福祉法第62条の6の規定に基づく過料に関する条例案新旧対照表

旧	新
次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。 (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の4第2項の規定による入所受給者証の返還を求める者 (2) 正当な理由がないのに、児童福祉法第57条の3第3項の規定による報告もしくは物件の提出もしくは提示をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出もしくは提示をし、または同項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者	次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。 (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の6第2項の規定による医療受給者証または同法第24条の4第2項の規定による入所受給者証の返還を求めてこれに応じない者 (2) 正当な理由がないのに、児童福祉法第57条の3第2項もしくは第3項の規定による報告もしくは物件の提出もしくは提示をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出もしくは提示をし、またはこれらの項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者